

岡崎市有害使用済機器保管等業者届出事務等取扱要綱

制定：平成 30 年 4 月 1 日

改正：令和 3 年 4 月 1 日

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 17 条の 2 の規定に基づく有害使用済機器保管等業者に係る届出事務等について必要な事項を定める。

（届出に添付する書類等）

第 2 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）第 13 条の 3 第 2 項に規定する書類及び図面については、以下によるものとする。

- (1) 規則第 13 条の 3 第 2 項第 1 号に掲げる書類
 - ア 保管のみを行う場合
事業計画の概要を記載した書類（様式第 1 号の 1）及び業務の具体的な計画を記載した書類（様式第 3 号）
 - イ 処分又は再生を行う場合
事業計画の概要を記載した書類（様式第 1 号の 2）及び業務の具体的な計画を記載した書類（様式第 3 号）
- (2) 規則第 13 条の 3 第 2 項第 2 号に掲げる図面
事業場の平面図及び付近の見取図のほか、事務所付近の見取図とする。
- (3) 規則第 13 条の 3 第 2 項第 3 号に掲げる図面等
事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書当該施設の付近の見取図のほか、以下の書類とする。
 - ア 保管のみを行う場合
環境保全措置の概要を記載した書類（様式第 4 号）及び保管計画書
 - イ 処分又は再生を行う場合
施設の概要を記載した書類（様式第 2 号）、環境保全措置の概要を記載した書類（様式第 4 号）及び保管計画書
- (4) 規則第 13 条の 3 第 2 項第 4 号に掲げる書類
事業場の土地及び建物の登記事項証明書並びに施設の購入証明書、購入契約書又は納品書の写し（届出者が所有権を有しない場合には、賃貸借契約書の写し等使用権原を有することを証明する書類を含む。）
- (5) 規則第 13 条の 3 第 2 項第 5 号に掲げる書類
処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類（様式第 5 号）
- (6) 規則第 13 条の 3 第 2 項第 6 号に掲げる書類
住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等）の記載のあるものに限るものとする。以下同じ。）
- (7) 規則第 13 条の 3 第 2 項第 7 号に掲げる書類
定款（内容に変更が生じている場合には、その決定に係る議事録の写し等を含み、届出者が原本証明したものに限り。以下同じ。）又は寄附行為及び登記事項証明書
- (8) 規則第 13 条の 3 第 2 項第 8 号に掲げる書類
住民票の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類及び図面

（届出済書の交付）

第 3 条 法第 17 条の 2 第 1 項の規定による届出をした有害使用済機器保管等業者に対し、届出

済書（様式第 6 号）を交付するものとする。

（変更届に添付する書類等）

第 4 条 規則第 13 条の 4 第 2 項及び第 3 項の規定により、変更に係る届出書に添付する書類及び図面については、以下によるものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者の氏名の変更である場合
 - ア 個人である場合
住民票の写し
 - イ 法人である場合
登記事項証明書
- (2) 事業の範囲の変更である場合
 - ア 保管のみを行う場合
事業計画の概要を記載した書類（様式第 1 号の 1）、業務の具体的な計画を記載した書類（様式第 3 号）及び環境保全措置の概要を記載した書類（様式第 4 号）
 - イ 処分又は再生を行う場合
事業計画の概要を記載した書類（様式第 1 号の 2）、施設の概要を記載した書類（様式第 2 号）、業務の具体的な計画を記載した書類（様式第 3 号）、環境保全措置の概要を記載した書類（様式第 4 号）及び処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類（様式第 5 号）
- (3) 事務所及び事業場の所在地並びに事業場の敷地面積の変更である場合
 - ア 事務所の所在地の変更
事務所付近の見取図
 - イ 事業場の所在地及び事業場の敷地面積の変更
事業場の平面図及び付近の見取図並びに事業場の土地及び建物の登記事項証明書（届出者が所有権を有しない場合には、賃貸借契約書の写し等使用権原を有することを証明する書類を含む。以下同じ。）
- (4) 保管の場所の所在地及び面積並びに保管する有害使用済機器の品目、保管量及び保管の高さの変更である場合
 - ア 保管の場所の所在地及び面積の変更
保管計画書
 - イ 保管する有害使用済機器の品目の変更
 - ア 保管のみを行う場合
保管施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び当該施設の付近の見取図並びに事業計画の概要を記載した書類（様式第 1 号の 1）、環境保全措置の概要を記載した書類（様式第 4 号）及び保管計画書
 - イ 処分又は再生を行う場合
保管施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び当該施設の付近の見取図並びに事業計画の概要を記載した書類（様式第 1 号の 2）、環境保全措置の概要を記載した書類（様式第 4 号）及び保管計画書
 - ウ 保管量及び保管の高さの変更である場合
保管施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び当該施設の付近の見取図並びに環境保全措置の概要を記載した書類（様式第 4 号）及び保管計画書
- (5) 処分又は再生に係る事業場の所在地及び処分又は再生を行う有害使用済機器の品目の変更である場合
 - ア 処分又は再生に係る事業場の所在地の変更
事業場の平面図及び付近の見取図並びに事業場の土地及び建物の登記事項証明書
 - イ 処分又は再生を行う有害使用済機器の品目の変更
事業計画の概要を記載した書類（様式第 1 号の 2）、施設の概要を記載した書類（様式

第2号)、業務の具体的な計画を記載した書類(様式第3号)、環境保全措置の概要を記載した書類(様式第4号)及び処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類(様式第5号)

(6) 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力の変更である場合

施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図並びに施設の設計計算書、施設の付近の見取図、事業計画の概要を記載した書類(様式第1号の2)、施設の概要を記載した書類(様式第2号)、業務の具体的な計画を記載した書類(様式第3号)、環境保全措置の概要を記載した書類(様式第4号)、処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類(様式第5号)及び施設の購入証明書、購入契約書又は納品書の写し(届出者が所有権を有しない場合には、賃貸借契約書の写し等使用権原を有することを証明する書類を含む。)

(7) 規則第13条の3第1項第8号に規定する法定代理人の氏名及び住所
住民票の写し

第5条 岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成15年岡崎市規則第55号)第24条の2の規定に基づく有害使用済機器の保管又は処分等に関する報告について、保管等については様式第7号、処分等については様式第8号により、それぞれ行うものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和3年3月31日以前に届出のあったものについては、適用しない。

様式第1号の1

事業計画の概要

1. 事業の全体計画

2. 取り扱う有害使用済機器の品目及び受入予定量等

	品目	受入量 (t/月又は m ³ /月)	予定受入事業場等の名称及 び所在地	保管場所	予定持出先の名称及び所 在地
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

備考 取り扱う有害使用済機器ごとに記載すること。

予定受入事業場等の名称及び所在地並びに予定持出先の名称及び所在地について、1の品目に対して複数ある場合には、その旨を記載すること。

(日本産業規格 A列4番)

事業計画の概要

1. 事業の全体計画

2. 取り扱う有害使用済機器の品目及び受入予定量等

	品目	受入量 (t/月又は m ³ /月)	予定受入事業場等の 名称及び所在地	処理方法	保管場所	予定持出先の名称及び所 在地
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

備考 取り扱う有害使用済機器ごとに記載すること。
 予定受入事業場等の名称及び所在地並びに予定持出先の名称及び所在地について、1の品目に対して複数ある場合には、その旨を記載すること。

様式第 2 号

3 . 施設の概要	
処理施設の種類	
設置場所	
設置年月日	
処理能力	
処理する有害使用済機器の種類	
処理施設の処理方式及び設備の概要	
環境保全設備の概要	

様式第3号

4. 業務の具体的な計画（業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）

従業員数内訳

届出者又は届出者の 登記上の役員	事 務 員	作 業 員	そ の 他	合 計
人	人	人	人	人

（日本産業規格 A列4番）

5. 環境保全措置の概要

(1) 施設において講ずる措置

(2) 保管施設において講ずる措置

様式第 5 号

処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類		
廃棄物又は再生品の品目		
発 生 量 (t/月又はm ³ /月)		
処 理 方 法	自 己 処 理	(処 分 場 所)
	委 託 処 理	(処 分 業 者 名)
		(所 在 地)
	埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売 却 中間処理、売却の場合は具体的な方法	
備考 廃棄物又は再生品の品目ごとに記載すること。		

届出済書

平成 年 月 日
第 号

(所在地)
(法人名称・屋号)
(法人の代表者氏名・個人氏名) 様

岡崎市長

元号 年 月 日付け有害使用済機器保管等届出書について、受領しました。

保管計画書（有害使用済機器）

有害使用済機器の品目	保管方法	保管面積 (m^2)	保管容積 (保管上限) (m^3)	保管高さ (m)	備考
合計					
品目					
所在地		管理責任者			
全体面積	保管面積（合計）		保管容積（合計）		
m^2	m^2	m^2	m^3		

（注）保管施設が複数ある場合は、それぞれについて作成すること。

保管施設の平面図、立面図、構造図及び数字の根拠となる資料を添付すること。

一の保管の単位を $200 m^2$ 以下とすること。

隣接する有害使用済機器の保管の単位の間隔は $2 m$ 以下とすること。

保管計画書（廃棄物）

産業廃棄物の種類	保管方法	保管面積 (m^2)	保管容積 (保管上限) (m^3)	保管高さ (m)	備考
合計					
品目					
所在地	管理責任者				
全体面積	保管面積（合計）		保管容積（合計）		
m^2	m^2		m^3		

（注）保管施設が複数ある場合は、それぞれについて作成すること。

保管施設の平面図、立面図、構造図及び数字の根拠となる資料を添付すること。